

「(仮称)大和風力発電事業計画段階環境配慮書」に対する6月3日技術審査会の指摘事項と事業者回答

項目	審査会当日意見 (※Pは配慮書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※Pは添付資料ページ番号)
全般的事項	<p>① 事業実施想定区域(以下「事業区域」という。)は、大部分が県立自然公園内に位置しており、また、南側は保安林に指定されているため、事業の実施に当たっては、配慮が必要な地域である。</p> <p>特に、事業区域に含まれる特定植物群落及びその周辺の原生林は、船形山から連続する原生林の中でも低標高な地域であるため、動物、植物及び生態系にとって保全上の重要度が高いことから、事業区域から除外すること。</p> <p>【伊藤委員, 太田委員, 木村委員, 野口委員, 牧委員】 P.16~17,P.19~20</p>		<p>事業実施想定区域に含まれている県立自然公園内普通地域及び保安林については、今後の手続において関係機関と協議を進めてまいります。</p> <p>対象事業実施区域の設定(事業実施想定区域から絞り込みの検討)に当たり、現在、事業実施想定区域に含めている特定植物群落及びその周辺の原生林については十分留意致します。その検討に当たっては、当該地域の林業施業の状況や自然環境の資質を的確に把握したうえで、事業に伴う環境影響を回避又は極力低減するよう配慮いたします。</p>
	<p>② 工事中の影響が計画段階配慮事項の選定で除外されているが、影響の有無を判断するため、現段階で想定している計画案を示すこと。</p> <p>【太田委員】P.170~173</p>		<p>工事計画等については、現段階では詳細な設定ができておりませんが、方法書以降の手続にてお示ししたいと考えております。(なお、当対応については、配慮書P.169に記載のとおり「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」(平成25年3月)を参考としております。)</p>
	<p>③ 事業区域について、動物、植物及び生態系への影響をふまえ、「宮城県の風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」の配慮・調整エリアにも該当する北側の区域など、より配慮した区域内での事業可能性について検討願う。</p> <p>【伊藤委員, 山本(和)委員】</p>		<p>事業実施想定区域については、「宮城県の風力発電導入に係る県全域ゾーニングマップ」の指定状況や、一帯の地域指定状況、環境構成、事業性等を勘案して再考し、対象事業実施区域として絞り込みを検討したいと考えています。対象事業実施区域については、方法書以降の手続においてお示ししたいと考えております。</p>
	<p>④ 対象事業実施区域の設定に当たっては、風況を優先的に検討するのではなく、生活環境や自然環境にも配慮した上で検討し、絞り込みの経緯を提示願う。</p> <p>【山本会長】</p>		<p>方法書以降の手続における対象事業実施区域の設定については、風況だけでなく生活環境や自然環境についても配慮したうえで検討し、絞り込みの経緯についてご提示いたします。</p>
	<p>⑤ 保安林における事業実施の可能性を許可権者へ確認願う。</p> <p>【由井委員】</p>		<p>保安林における事業実施の可能性については、今後、関係機関と協議し、必要な手続等を確認してまいります。</p>

項目	審査会当日意見 (※Pは配慮書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※Pは添付資料ページ番号)
		<p>⑥ 風車の配置エリアとして、風況が良く、地形、植生上の問題も少ない西側南部を選ばなかった理由は何か。</p> <p style="text-align: right;">【由井委員】</p>	<p>本事業実施想定区域は、風況、地形、社会インフラの整備状況等総合的に勘案して設定致しましたが本事業実施想定区域以西の区域については、現時点では輸送上の懸念が大きいことから、今回はこのような事業実施想定区域としております。他方、ご指摘の通り西側南部区域においては、風況が良い、かつ自然公園特別地域内であっても地形、植生上の問題も少ない地域とお見受けいたしますので、今後の事業計画立案にあたっては当該区域の事業計画を検討させていただきます。</p>
水質	<p>⑦ 事業区域及びその周辺は、水道水源特定保全地域に指定されているため、水質への影響が最小限となる事業計画とすること。</p> <p style="text-align: right;">【木村委員】 P.162～163</p>		<p>事業実施想定区域の一部及びその周辺は水道水源特定保全地域に指定されているため、今後の現況調査を踏まえ、水質への影響が最小限となるような計画を検討いたします。</p>
地形・地質	<p>⑧ 事業区域の西側は、日本の典型地形である大規模な地すべり地に該当するため、地震ハザードステーションのサイト等で詳細な位置を把握した上で、それらの地域を避けて事業区域を選定すること。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤委員】 P.58</p>		<p>事業実施想定区域及びその周辺における地すべり地等について、防災科学技術研究所のホームページ並びに地震ハザードステーションのサイト等にて情報を収集・整理し、地すべり地等の指定状況について配慮した事業計画を検討いたします。</p>
	<p>⑨ 事業区域の東側に存在する土砂災害危険箇所（土石流危険溪流）を上流域も含めて把握した上で、それらの箇所における地形の改変を避けるよう配慮すること。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤委員】 P.159,P.161</p>		<p>事業実施想定区域及びその周辺における土砂災害危険箇所及び土石流堆積地域並びに危険溪流について情報を収集・整理し、該当区域及び上流域について配慮した事業計画を策定することを予定しております。</p>
植物	<p>⑩ 事業区域南東側の吉田川源流付近には、重要な植物群落が局所的に成立する可能性があるため、適切に調査願う。</p> <p style="text-align: right;">【牧委員】</p>		<p>方法書以降の手続において、吉田川源流付近の重要な植物群落について適切に調査することを予定しております。</p>
植物	<p>⑪ 升沢のオオバヤナギ群落は、事業区域の斜面下側に位置しているため、土砂の流入等により影響を受ける可能性があるという想定の上で、適切に予測及び評価願う。</p> <p style="text-align: right;">【野口委員】 P.215</p>		<p>升沢のオオバヤナギについては、工事の実施に伴う土砂の流入等が危惧されることを踏まえ、方法書以降の手続において現況調査、予測・評価を実施することを予定しております。</p>

項目	審査会当日意見 (※Pは配慮書のページ番号)	文書意見	事業者回答 (※Pは添付資料ページ番号)
人と自然との 触れ合いの活 動の場	<p>⑫ 事業区域周辺でバードウォッチング等、静穏環境における利用を前提とした活動の場に対する風車の音の影響について、予測及び評価を行うこと。</p> <p style="text-align: right;">【永幡委員】 P.229～P231</p>		<p>事業実施想定区域周辺におけるバードウォッチング等の静穏環境での利用を前提とした“人と自然との触れ合いの活動の場”については、今後、方法書以降の手続において、現地の環境条件や利用状況を把握する現況調査を実施し、風力発電機の稼働に伴う騒音の発生についても勘案しながら影響について予測・評価することを予定しております。</p>